

### 3 不測の事態への対応

(1) 学校単位での危機管理マニュアルの作成

各校で危機管理対応マニュアルを作成している（別添【資料】参照）が、検査当日地震が起きた場合の対応を盛り込むように、5月の県立学校長会議で指示。

(2) 平成23年3月9日（一般入学者選抜学力検査当日）の対応

ア 地震発生

- ① 時刻 11時45分（社会の終了5分前）
- ② 震源 三陸沖
- ③ 規模 マグニチュード7.3
- ④ 震度 震度5弱（宮城県北部）、震度4（一部を除く岩手県全域）
- ⑤ 津波 津波注意報発令（午後零時16分大船渡市で60cmの津波を確認）

イ 県教委からの指示

いわて教育情報システム（GWW）により各校へ発信（11時57分）

通知、依頼、報告文の作成
全体通知の作成

通知、依頼、報告文を読む
全体通知の修正、削除

受信返信状況を表示する
この記事を削除する。

登録されている文書の情報

文書番号	教学号外	登録番号	3280
題名	【緊急】地震対応について		
概要	1 社会の試験について、各学校で統一した対応をしてください。 2 時間を延長した学校は、昼休みで調整し、英語は時間通り開始してください。 3 受験生に動揺がないように配慮してください。 4 今後の津波等の情報に注意してください。		
掲載日	2011/03/09	回答期限	2011/04/09
		掲載期限	2011/04/09
この文書の処理は終了していません。終了した場合は右のボタンをクリックしてください。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">終了</span>			
宛先グループ	学教 教職 保健 教企 教事 校長 副校長 教頭 主指 総渉 教務 生徒 進路 保厚 図視 教相 NW管 センター 県事 高教 高体 高文 事務 総合 農場 エリア		
返信グループ	学教 教職 保健 教企 教事 校長 副校長 教頭 主指 総渉 教務 生徒 進路 保厚 図視 教相 NW管 センター 県事 高教 高体 高文 事務 総合 農場 エリア		

ウ 地震発生時の各校の対応状況（67本分校）

- ・そのまま継続 45校
- ・一時中断、時間延長 24校 ※一検査室のみ中断した高校2校を含む
- ・英語リスニング支障なし 67校

岩手日報3月10日

高試  
公立  
県内  
入

# 1万人「15の試練」 地震で24校一時中断

県内公立高校の2011年度一般入学者選抜は9日、県立の全日制と定時制合わせて67本分校と盛岡市立で一斉に行われ、受験生約1万人が「15の試練」に挑んだ。社会の試験中に最大震度4の地震が発生し、24校で試験を一時中断して試験時間を延長したが、大きな混乱なく終了した。

【関連記事31面、問題と解答13、18面】  
学力検査は午前8時50分から国語、数学、社会、英語、理科の順で実施。その後、面接を行い、一部では実技などの適性検査を行った。受験者（速報値）は県立校の全日制が9501人。推薦と連携型入試の合格者を除く実質定員は9543人

で、受験倍率は1・00倍（10年度比0・03減）だった。定時制の受験者は177人で、倍率は0・37倍（同0・05減）。盛岡市立は254人が受験し、倍率は1・24倍となった。県立校、盛岡市立ともに合格発表は16日午後3時から各校で行われる。

【資料1】不測の事態への対応 事務連絡文書（平成22年3月8日付）

<参考資料>

一般入学者選抜の不測の事態への対応について

**1 英語検査のリスニングテスト中に携帯電話が鳴った場合の対応について**

- (1) 監督者は、携帯電話を所持している受検生を特定し、所持が判明した場合は一時預かる。  
※監督者のうち1名が本部へ連絡する。
- (2) 当該受検生については、英語検査以降、受検の継続を認めない。  
※当該受検生の英語検査は最後まで継続し、終了後に必要な措置を取る。
- (3) 事案について、学校長は直ちに高校教育課長へ報告する。  
※高校教育課長から事後の実施について、指示を受ける。
- (4) リスニングテストは最後まで継続するが、英語の検査時間終了後に再度、リスニングテストを行う。（公平性を保つため、当該クラスのみならず全受検生に対して同様の措置を行う。）  
※不測の事態が発生し、再度、リスニングテストを行うことを受検生に説明のうえ実施する。
- (5) 全ての受検生の中学校長に対し、不測の事態について連絡する。
- (6) 再度、リスニングテストを行うことにより、その後の検査については、日程を変更して実施する。

**2 避難が必要となるような強い地震により、英語検査のリスニングテストが中断された場合の対応について**

- (1) 監督者は、受検生の安全確保を第一に考え、机の下へ避難させる。又は、体育館や校庭等へ全員が避難する必要がある場合は、監督者の1名は安全等に配慮しながら受検生を誘導する。  
※可能な場合は、避難誘導する監督者以外の監督者1名が問題及び解答用紙を回収する。
- (2) 学校長は検査の継続が可能であるかを判断し、直ちに高校教育課長へ報告する。  
※高校教育課長から事後の実施について、指示を受ける。
- (3) 検査の継続が可能な場合は、英語の検査を最初からやり直す。検査の継続については、日程を変更して実施する。  
※不測の事態が発生し、英語の検査をやり直すことや検査の継続が不可能であることを受検生に説明する。
- (4) 全ての受検生の中学校長に対し、不測の事態について連絡する。  
※受検生の帰宅方法等について確認し、安全が確保されて帰宅が可能となるまで高校に留める等の配慮をする。
- (5) 他教科については、英語の検査に準ずる。

平成23年度一般入試における危機管理について

「その状態を保つ」「速やかに本部へ連絡」「複数で対応」

1 文書管理について

- (1) 要項、採点基準等の文書管理を厳重に取り扱うこと。
- (2) 各文書に番号、名前を付し、必要時以外は教務で管理すること。

2 携帯電話等について

- (1) あらかじめ受検生に対して「携帯電話を持ち込めないこと」については通知してある。(受検票等)

(2) 当日の留意点

①点呼説明時

注意事項で携帯電話等の持ち込みについて説明する。

「今預けることによって、合否について不利にならない」「これ以降で携帯電話等を持ち込んだことが判った場合、不合格になる」ことを伝える。

もし、持ち込みがあれば、検査終了まで預かる。受検番号と氏名を記録する。

→封筒に入れて本部にて保管。(帰りに返却のこと)

②学力検査時

・2名の監督が机間巡視しながら、随時監督する。

・携帯電話等の着信音等が鳴った場合、2名の監督が(鳴ったことを)確認し、受検生に動揺を与えないようにして、どの生徒の持ち物で鳴ったかできる限り把握する。と同時にそのままの状態を保持し、学力検査は続行したまま、一人が本部へ連絡をする。本部は校長に報告し、指示を待つ。

・当該科目の学力検査終了時に解答用紙を回収後、本部からの指示で対応する。

③面接時

・携帯電話等の着信音等が鳴った場合、2名の監督が(鳴ったことを)確認し、そのままの状態を保持し、一人が本部へ連絡をする。本部は校長に報告し、指示を待つ。

・本部からの指示で対応する。

④面接～昇降口(廊下で待機しているものを含む)

・面接委員並びに誘導係が留意し、着信音が鳴ったり、携帯電話等の所持を発見したときは、近くの係職員と協力しその状態を保ち、本部へ連絡し、指示を待つ。

※ ②～④において携帯電話等の所持を特定できた場合は、携帯電話等を預かり、本部からの指示を待つこと。

⑤その他

・監督、面接官、誘導係等も携帯電話等の使用はしないこと。

3 災害等

(1) 停電の場合

①ハンドマイクで「停電」を知らせ、学力検査は続行することを伝える。

②チャイム代わりにホイッスルによる時刻の合図を行う。

③県教委、東北電力への連絡。暖房器具の確保を行う。

(英語のリスニングテスト中、停電が起こった場合には別の問題を解答させ、県教委の指示で対応する。)

⑤以後の検査については県教委の指示で対応する。

(2) 強い地震や火災等の場合

①解答用紙を机の中に入れさせ、校舎外(グラウンド)に避難させる。(人命優先) 大津波のある場合には、校舎5階(若しくは学校林:状況判断)へ避難誘導する。

②点呼確認

③消防署、県教委等への連絡。指示を受ける。

### 【資料3】 A高校で作成している携帯電話持ち込み対応マニュアル

#### 一般入試における携帯電話持ち込みへの対応

- 1 本部からの連絡・報告等を受け、県教委への連絡・問い合わせ等は全て、校長が行う。
- 2 携帯電話等持ち込みへの対応について
  - (1) どの受検生の持ち物であるか、特定できる場合
    - ① 特定できたら直ちに、当該受検生の携帯電話を一時預かり、本部へ連絡する。(その科目の検査は続行する。面接の場合は一時中断して、本部へ連絡。)
    - ② 当該科目の検査終了後、当該受検生を本部に連れてきて、自分の持ち物であることを確認する。(携帯電話の番号を照合する)
    - ③ 中学校長に携帯電話を持っていたことを連絡し、中学校から保護者に連絡してもらい、できる限り保護者と中学校側両方で迎えに来て頂く。
    - ④ 実施委員長が本人に不合格である旨(※)を伝え、迎えが来るまで進路応接室に待機させ、複数で監督にあたる。

(※)「あなたは、点呼の時の注意に従わず、携帯電話を持っていたため、この後の受検は認めません。今回の受検は、不合格となります。このことは、中学校と保護者に連絡しましたので、迎えが来るまで待っていて下さい。」

- (2) どの受検生の持ち物であるか、特定できない場合
  - ① 鳴った可能性のある範囲を、ある程度を特定した後、教室全体に対して「先ほど、携帯電話が鳴ったようですが、朝の点呼時に預け忘れた人はいませんか。いたなら申し出て下さい」と話す。申し出があれば(1)の対応をする。
  - ② もし、申し出のない場合、その場を保持し(検査は続行したまま)、本部へ連絡する。
  - ③ 県教委へ連絡のうえ、当該科目終了後の休憩時間に持ち物検査(服装検査)を実施する。

##### <持ち物検査(服装検査)を実施する場合の留意事項>

- ア、持ち物検査(服装検査)実施の理由を明確に伝える。(携帯電話の着信音等が鳴ったため等)
- イ、実施にあたっては、本人の了解をとる。(拒否された場合は県教委に問い合わせる)
- ウ、携帯電話が鳴った付近にいる生徒全員を平等に検査する。

##### <持ち物検査(服装検査)の実施要領>

- ア、監督者は受検生を順番に隣室(面接控室)に誘導し、検査室の机の中を調べる。
- イ、受検生は、カバン等の持ち物を全て持参し、検査を受ける。
- ウ、受検生1名に対して、教員2名が検査にあたる。
- エ、女子生徒に対しては、女性教員があたる。
- オ、持ち物(カバン等)→制服・コートのポケットの順に行う。
- カ、持ち物は自分で机の上に置かせ、カバン等が空であることを確認する。
- キ、制服のポケットは上から、簡単に触れて検査する。(コートはカバンと同じ)
- ク、異常が無ければ、元の教室に戻るよう指示する。

- ④ 持ち物検査(服装検査)で、特定できた場合、上記(1)の対応とする。

## 【資料4】インフルエンザ対応 通知文書（平成21年11月18日付）

### 岩手県立高等学校入学者選抜学力検査に係るインフルエンザ対応（方針）について

#### 1 推薦入学者選抜について

インフルエンザが新型か季節性かが特定できない場合も想定されることや生徒の受検機会を可能な限り確保するため、本検査に加え追検査の実施を前提に検討する。

(1) 受検生徒の罹患が判明した場合（本検査の当日朝に罹患が疑われる場合も含む。）

ア 中学校は、本検査の前日に高校へ受検生徒の罹患状況を連絡する。罹患している受検生徒は、追検査を受検することとする。

イ 中学校は、本検査の当日朝に受検生徒の体調を確認し、罹患が疑われる場合は、受検会場へ連絡する。この受検生徒は、追検査を受検することとする。

ウ 本検査と追検査については、同等の取扱いとする。

(2) 本検査、追検査とも受検することができなかった場合

欠席扱いとし、合否判定の対象としない。

#### 2 連携型入学者選抜について

インフルエンザの罹患又は罹患が疑われることにより欠席した者については、調査書を選考資料とし合否判定の対象とする。ただし、入学者選抜とは別に高校では、基礎学力を確認するための機会を設けて受検させることも可能とする。

#### 3 一般入学者選抜及び杜陵（前期）学力検査について

インフルエンザが新型か季節性かが特定できない場合も想定されることや生徒の受検機会を可能な限り確保するため本検査に加え追検査の実施を前提に検討する。

(1) 受検生徒の罹患が判明した場合（本検査の当日朝に罹患が疑われる場合も含む。）

ア 県教委は、本検査の前日に教育事務所から受検生徒の罹患状況を確認し、該当受検会場の追検査の実施を判断する。

イ 中学校は、本検査の当日朝に受検生徒を確認し、各受検会場に状況を報告する。罹患が疑われる受検生徒が出た場合、追検査を実施することとする。

ウ 本検査と追検査についての取扱いは、おって通知する。

エ 中学校が学級閉鎖又は学校閉鎖になっている場合（罹患生徒以外にも自宅待機の生徒がいる場合）、受検生徒の体調等について中学校が確認し、症状がない受検生徒については受検させることとする。

(2) 全県的に罹患者が多く、本検査実施に際して全県的な外出の禁止等があるような場合（日程上、検査は1回の実施とする。）

ア 県教委は、本検査の前日に全県の学力検査の延期を判断し、追検査の日程で本検査を1回実施する。

イ この場合、5教科の検査とし、合否判定までの日程の関係上、面接適性検査は実施しない。

(3) 強毒性としての罹患が拡大するなど、本検査に加えて追検査の実施が不可能な場合  
調査書点（330点）と自己アピールカード（70点分として扱う）によって合否を判断  
する。

#### 4 再募集及び杜陵（後期）の検査について

インフルエンザの罹患又は罹患が疑われることにより欠席した受検生徒については、調査書及  
び一般受検の資料を参考とし合否を判定することとする。

#### 5 受検会場（高校）について

(1) 受検会場の高校において、学級閉鎖等となった場合でも、学力検査会場として使用する。

(2) 受検会場の高校の教職員が罹患し、監督等の業務ができない場合

ア 2名監督のうち1名は2教室を担当するなど、監督者を減じて実施する。

イ 一定数以上の職員の罹患により学力検査の実施が困難な場合は、検査日の前日までに状  
況を判断し、必要最小限の人数で近隣の学校へ応援を依頼する。

#### 6 その他

(1) 感染の拡大を避けるために、受検する生徒全員に対しマスク着用を義務づける。

(2) 受検会場（高校）において監督する教職員は、マスクの着用を義務づける。

(3) 岩手県立高等学校入学者選抜学力検査に係るインフルエンザ対応については、対応細目を  
後日通知する。